

## 高知県ビジネスチャレンジ支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県ビジネスチャレンジ支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「コンソーシアム」とは、それぞれの経営資源を持ち寄り、単なる受発注の関係にとどまらず、連携して事業を実施する複数の個別事業者等の集合体をいう。

### (補助の目的)

第3条 県は、本県における起業及び新事業を促進するため、「ビジネスチャレンジサポート実施要領」によりサポート実施の決定を受けた者が次条に規定する補助対象事業を実施するために要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象事業、補助事業者等)

第4条 補助の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）、補助事業の内容、補助対象経費及び補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容及び補助金の交付の適否等について別に定める高知県ビジネスチャレンジ支援補助金審査要領に基づく審査を実施し、適当であると認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、別記第2号様式による補助金交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認める場合又は本県において県税の滞納がある場合若しくは高知県に対する次のいずれかに該当する税外未収金債務の滞納がある場合は、この限りでない。

(1) 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金

(2) 農業改良資金貸付金償還金

(3) 林業・木材産業改善資金貸付金償還金

(4) 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

2 知事は、前項本文の決定に当たって、前条第2項ただし書の規定により申請されたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額等について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付すものとする。

3 知事は、前項に定めるもののほか、第1項本文の決定に際して必要な条件を付すことができる。

4 補助事業者は、第1項本文の決定に基づき、補助事業に着手することができるものとする。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助金に係る法令、規則、要綱等の規定を遵守すること。

(2) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(4) 補助事業者は、補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(5) 補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類並びに当該収入及び支出に関する証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第3条に規定する補助目的に

沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第3号様式による内容変更(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定額の20パーセントを上回る減額をするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的に変更をもたらすものでない次に掲げる軽微な変更は、この限りでない。
  - ア より効率的な事業執行に資するものと認められる場合
  - イ 事業計画の内容を損なわない細部の変更の場合
- (3) 補助事業を廃止しようとするとき。

2 別表第1に規定するコンソーシアムにおいて、複数の事業者が補助金の交付を受け、交付決定額の変更を申請する場合は、交付を受ける者ごとに別記第3号様式による承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

3 知事は、内容変更(廃止)承認申請書の提出があったとき、その内容の適否等について決定を行い、別記第4号様式による内容変更(廃止)承認通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

4 知事は、第1項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実績報告等)

第9条 補助事業者は、補助事業を完了した日の翌日から起算して30日を経過した日、又は当該年度の3月末日(3月末日が閉庁日の場合はその直前の開庁日)のいずれか早い日までに、別記第5号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合であって、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合であって、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第6号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受けた場合は、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。この場合において、交付

決定額及び実績報告書に記載された補助金の額と確定を行った補助金の額とが相違する場合は、別記第7号様式による確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第12条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれか又は別表第2のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正その他不適當な行為をした場合
- (4) 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金の返還)

第13条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第15条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定

める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 6 月 3 日から施行し、平成 28 年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、令和 5 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条、第 9 条第 3 項及び第 12 条から第 14 条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象事業	別途定める「ビジネスチャレンジサポート実施要領」に基づきサポートの実施の決定を受けた者が行う、次の事業区分及び事業内容（1）から（3）までのいずれかに該当する取組。		
事業区分及び事業内容	（1）ビジネスアイデア磨き上げ	（2）実証実験	（3）「デジタル化」、「グリーン化」及び「グローバル化」
	事業課題の解決やビジネスアイデアの磨き上げのための、各種調査、検証及び試作品の作成等に必要を取組	事業化に向けて行う実証実験の取組	「デジタル化」、「グリーン化」及び「グローバル化」に資する新事業や新製品等に関する実現可能性調査の取組
補助率及び補助金額	3分の2以内 ただし、1案件当たり の上限額は、50万円と する。	2分の1以内 ただし、1案件当 たりの上限額は、100 万円とする。	3分の2以内 ただし、1案件当 たりの上限額は、100万円 とする。
補助事業者	<p>①県内事業者 ②県内起業家又は県内での起業を目指す者 ③①又は②を含む2者以上の構成員が連携して事業を実施するコンソーシアム。</p> <p>・①から③までの補助事業者は、高知県内に居住する者又は事業所を有する者とする。ただし、申請時に高知県内に居住地又は事業所を有していない者であっても、別途定める「ビジネスチャレンジサポート実施要領」に基づきサポート実施の決定を受けたサポートの実施期間終了日までに県内に居住地又は事業所を有することを条件に補助事業者とすることができる。</p> <p>・「県内事業者」及び「県内起業家」は、会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する「会社」に該当する者のうち、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する「中小企業者」及び同条第5項に規定する「小規模企業者」に限る。</p>		
補助期間	採択の日から事業完了日又は採択された年度の3月末日のいずれか早い日。		

補助対象経費	上記事業内容に必要な経費で、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"><li>・ 報償費（謝金）</li><li>・ 旅費</li><li>・ 需用費（消耗品費、印刷製本費及び原材料費）</li><li>・ 役務費（通信運搬費、試作品製作費及び保険料）</li><li>・ 委託料</li><li>・ 使用料及び賃借料（機械器具借上料、会場借上料及び特許等権利使用料）</li><li>・ 負担金（研修参加費及び体験料）</li></ul>
--------	--

別表第2（第6条、第7条、第12条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36条。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるとき。
- 4 暴力団員がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。



別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者

住所

（事業者名）

氏名（代表者名）

（生年月日： ）

連絡先

コンソーシアムで申請を行う場合は、コンソーシアム代表者を記載してください。  
代表者以外の連携者は第1号様式の1に記載してください。

### 年度高知県ビジネスチャレンジ支援補助金交付申請書

高知県ビジネスチャレンジ支援補助金交付要綱第5条第1項の規定により、補助金  
円を交付されたく下記の書類を添えて申請します。

#### 記

- 1 事業区分（該当事業の [ ] 欄に○印をつけてください）  
[ ] ビジネスアイデア磨き上げ  
[ ] 実証実験  
[ ] 「デジタル化」、「グリーン化」及び「グローバル化」
  - 2 事業計画名
  - 3 事業の目的
  - 4 事業計画書 別紙1のとおり
  - 5 収支予算書 別紙2のとおり
  - 6 添付資料
    - ・都道府県税の滞納がない旨を証する納税証明書  
又は  
県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）
- ※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。  
※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。  
補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

(注) マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

- ・コンソーシアムで交付申請する場合は、別紙3による委任状
- ・高知県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書兼同意書（別紙4）
- ・ビジネスチャレンジ企画書（ビジネスチャレンジサポート実施要領第2号様式）
- ・その他事業を説明するのに必要な資料

コンソーシアムを組成する事業者等

連携者 1	住所
	補助事業者名
	氏名（代表者名）
	生年月日
	連絡先
連携者 2	住所
	補助事業者名
	氏名（代表者名）
	生年月日
	連絡先
連携者 3	住所
	補助事業者名
	氏名（代表者名）
	生年月日
	連絡先
連携者 4	住所
	補助事業者名
	氏名（代表者名）
	生年月日
	連絡先
連携者 5	住所
	補助事業者名
	氏名（代表者名）
	生年月日
	連絡先

## 事業計画書

事業計画名	
事業の内容	
事業の実施期間 (予定)	
総事業費	(円)
補助対象経費	(円)
補助金交付申請額	(円)
備考	

- (注) 1 事業内容、補助対象経費を補足説明する資料があれば添付してください。
- 2 コンソーシアムで申請を行う場合、別紙 1 - 2 による総括表を作成してください。
- 3 補助金交付要綱第 5 条第 2 項ただし書の規定により交付の申請をする場合は、備考に理由を記入してください。

経費明細総括表

申請者名	A	B	B × 補助率 (ただし、100万円を超える 場合は100万円)
	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金交付申請額
<代表者> 補助事業者名			/
<連携者 1 > 補助事業者名			
<連携者 2 > 補助事業者名			
<連携者 3 > 補助事業者名			
<連携者 4 > 補助事業者名			
<連携者 5 > 補助事業者名			
合 計			

(単位：円)

- (注) 1 各補助事業者の作成する別紙 2 の収支計算書の金額の合計と一致するようにしてください。
- 2 補助金交付要綱第 5 条第 2 項ただし書の規定により交付の申請をする場合 B 欄に税込み額を記入することができます。

別紙2 ※コンソーシアムで申請を行う場合、事業者ごとに作成してください。

## 収 支 予 算 書

事業者名

### 1 収 入

単位：円

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
自 己 負 担 金		
計		

### 2 支 出

単位：円

経 費 区 分	予 算 額	備 考
計		

- (注) 1 支出は、別表第1の「補助対象経費」に定める経費区分ごとに記入してください。  
2 コンソーシアムで申請を行う場合は、各補助事業者の予算額の全計が別紙1-2の総事業費の合計額と一致するようにしてください。

## 委 任 状

高知県知事 様

委任者住所（郵便番号及び本社所在地）

委任者会社名（名称）

役職 氏名（職名及び氏名）

印

私は、 を代理人と定め、下記事項に関する一切の権限を委任します。

記

委任事項

高知県ビジネスチャレンジ支援補助金の申請、報告及び受領について

## 誓約書兼同意書

私は、高知県ビジネスチャレンジ支援補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・農業改良資金貸付金償還金
- ・林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・沿岸漁業改善資金貸付金償還金

年 月 日

高知県知事 様

所在地

(代表者) 職・氏名

印



第2号様式（第6条関係）

番

号

補助事業者 様

年度高知県ビジネスチャレンジ支援補助金に係る補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高知県ビジネスチャレンジ支援補助金については、下記のとおり交付を決定しましたので、高知県ビジネスチャレンジ支援補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

年 月 日

高知県知事

記

事業実施期間 年 月 日～ 年 月 日

補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

高知県知事 様

申請者

住所

（事業者名）

氏名（代表者名）

（生年月日： ）

連絡先

※コンソーシアムの場合、コンソーシアム代表者

（第8条第1項第2号及び第3号の場合）

年度高知県ビジネスチャレンジ支援補助金に係る  
交付決定内容変更（廃止）承認申請書

年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定通知がありました補助事業について下記のとおり内容を変更（廃止）したいので、高知県ビジネスチャレンジ支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により承認されるよう申請します。

記

1 事業計画名

2 変更（廃止）内容

（1）変更（廃止）の内容及び理由

（2）既交付決定額

円

（3）変更承認申請額

円

3 添付資料

（1）（変更の場合）以下様式のうち変更したもの

- ・コンソーシアムを組成する事業者等（第1号様式の1）、事業計画書（別紙1）、経費明細総括表（別紙1-2）及び収支予算書（別紙2）

（2）その他必要書類

第4号様式（第8条関係）

番

号

補助事業者 様

年度高知県ビジネスチャレンジ支援補助金に係る  
補助金交付決定内容変更（廃止）承認通知書

年 月 日付けで承認申請のありました補助事業の内容変更（廃止）については、下記のとおり承認することとしましたので、高知県ビジネスチャレンジ支援補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

年 月 日

高知県知事

記

既補助金交付決定額（A）	金	円
変更交付決定額（B）	金	円
差額（B）－（A）	金	円

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者

住所

（事業者名）

氏名（代表者名）

（生年月日： ）

連絡先

※コンソーシアムの場合、コンソーシアム代表者

年度高知県ビジネスチャレンジ支援補助金に係る  
補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定通知のありましたことについて、下記のとおり完了しましたので、高知県ビジネスチャレンジ支援補助金交付要綱第9条第1項の規定により報告します。

記

- 1 事業計画名
- 2 事業実績書 別紙5のとおり
- 3 収支精算書 別紙6のとおり
- 4 支出経費内訳表 別紙7のとおり

## 事業実績書

事業計画名	
事業の内容	
事業の実施期間	
総事業費	(円)
補助対象経費	(円)
備考	

- (注) 1 補助対象経費の分かる資料を添付してください。
- 2 コンソーシアムで交付を受ける場合、別紙5-2による総括表を作成してください。
- 3 補助金交付要綱第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合、消費税仕入額控除税額等の状況とその理由を備考欄に記入してください。

経費実績明細総括表

申請者名	A	B	B×補助率 (ただし、100万円を超える 場合は100万円)
	補助事業に要した経費	補助対象経費	補助金の額
<代表者> 補助事業者名			/
<連携者1> 補助事業者名			
<連携者2> 補助事業者名			
<連携者3> 補助事業者名			
<連携者4> 補助事業者名			
<連携者5> 補助事業者名			
合計			

(単位：円)

(注) 各補助事業者の作成する別紙6の収支精算書の金額の合計と一致するようにしてください。

別紙6 ※コンソーシアムで交付を受ける場合、事業者ごとに作成してください。

## 収 支 精 算 書

事業者名

### 1 収 入

単位：円

区 分	予 算 額	精 算 額	差引き増減額	備 考
県補助金				
自己負担金				
計				

### 2 支 出

単位：円

経 費 区 分	予 算 額	精 算 額	差引き増減額	備 考
計				

### 3 県補助金精算

単位：円

県 補 助 金 交付決定額	精 算 県補助金額

(注) 1 支出は、別表第1の「補助対象経費」に定める経費区分ごとに記入してください。

2 コンソーシアムで交付を受ける場合、各補助事業者の精算額の全計が別紙5-2の総事業費の合計額と一致するようにしてください。

別紙7 ※コンソーシアムで交付を受ける場合、事業者ごとに作成してください。

## 支出経費内訳書

事業者名

経費区分：

単位：円

領収書等 番号	発注日	支払日	支払先	支払内容	税別	消費税	税込
計							

- (注) 1 経費区分ごとに表を追加の上、作成ください。  
2 領収書等の支払確認が可能な資料の空きスペースに手書きで番号を記入の上、その番号を領収書等番号に記入してください。



高知県知事 様

申請者

住所

（事業者名）

氏名（代表者名）

（生年月日： ）

連絡先

※コンソーシアムの場合は、コンソーシアム代表者

年度高知県ビジネスチャレンジ支援補助金に係る  
消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

高知県ビジネスチャレンジ支援補助金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（A）
- 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（B）
- 4 補助金返還相当額（B－A）

- （注） 1 別紙として積算の内訳を添えてください。  
2 課税事業者であっても、単純に補助金の10パーセント相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額による減額等の対象額ではありません。

第7号様式（第10条関係）

番 号  
様

年度高知県ビジネスチャレンジ支援補助金に係る確定通知書

年 月 日付けで報告のありました補助事業については、高知県ビジネスチャレンジ支援補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり確定しましたので、通知します。

年 月 日

高知県知事

記

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額   | 円 |